

## 周南市中小企業等経営課題解決支援補助金 申請要領

### 1. 趣旨

市内中小企業等の経営課題解決に向けた自主的な取組を支援することにより、事業の継続・拡大・創出を図るとともに、地域経済の活性化を実現することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 2. 申請者の要件（以下の全てを満たす者）

#### 【共通】

- ・市内に事業所を有する中小企業等であること。
- ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める「農林水産業」「金融・保険業」以外の業種に属する事業を営むもの。
- ・市税に滞納がないもの。
- ・周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの。
- ・前年度に本補助金の交付決定を受けていないもの。

#### 【法人】

- ・中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者。
- ・申請日時点で、法人等を設立または開設したことを市に届け出ている。

#### 【個人事業主】

- ・申請日時点で、市に住民登録がある。
- ・申請日時点で、事業所得に係る所得税申告をしているまたは税務署に開業等の届出書を提出している。

≪中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種≫※「農林水産業」「金融・保険業」を除く

≪中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者≫

※下記のいずれかの基準を満たす会社または業種

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金（出資金）の額	常時使用する従業員の数
①小売業	5,000万円以下	50人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

### 3. 事業の要件（以下の全てを満たす事業）

- ・同一の相談窓口で、指導や助言などを2回以上受けて策定した事業計画に基づいて行う、経営課題解決を図るための事業であること。
- ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める「農林水産業」「金融・保険業」以外の業種に属する事業であること。
- ・国や他の地方公共団体から補助金を受けていないこと。

#### 4. 相談窓口

徳山商工会議所	0834-31-3000
新南陽商工会議所	0834-63-3315
都濃商工会	0834-88-0010
熊毛町商工会	0833-91-0007
鹿野町商工会	0834-68-2259
公益財団法人周南地域地場産業振興センター	0834-25-3210
公益財団法人やまぐち産業振興財団(山口県よろず支援拠点)	083-902-5959

#### 5. 補助率・補助上限額等

【補助率】 補助対象経費（税抜き）の2分の1以内（千円未満切り捨て）

【補助上限額】 上限100万円

※同一事業者の申請は、毎年度1回限りとなります。

※本補助金は審査により採択者を決定するため、申請いただいても採択されない場合があります。

※採択件数10社程度

#### 6. 補助対象経費（以下の全てを満たす経費）

- ・ 事業の実施に必要な経費
  - ・ 交付決定後に着手した経費
  - ・ 市内事業所で実施する事業に係る経費
- ただし、商談会や展示会など、市外で実施する必要のある事業に要する経費については補助対象となります。

#### 7. 補助対象外経費

- ・ 通常の事業活動のための経費や単なる取替え・更新など、経営課題の解決を図る事業に要する経費と認められないもの
  - ・ 汎用性が高く、目的外使用になり得る経費
- ただし、選定理由書が添付されている場合は、この限りでない
- ・ 代表者が代表に就いている他の事業者への発注に伴う経費
  - ・ 接待交際費や食糧費その他これらに類する飲食等に関する経費
  - ・ 本事業の事業計画を作成するための経費
  - ・ 本事業の実施に係る自社の人件費
  - ・ 交付決定の前に着手した事業の経費
  - ・ 租税公課
- ※ここに列挙した経費以外にも内容によっては対象外とする場合もあります。

#### 8. 交付申請にあたっての注意事項

- ・ 必ず着手前に申請を行い、市の交付決定を受ける必要があります。交付決定前に着手したのものについては対象となりません。
- ・ 交付決定額は、交付申請時の見積額により算定しますので、補助事業終了後の補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を下回った場合には、補助金額も減額します。
- ・ 交付決定後に当初の予定より補助対象経費が増額し、補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を上

回った場合でも、交付決定額が上限となりますので、補助金額は増額しません。

- ・提出した申請内容に変更がある場合は、事前に変更承認申請書を提出する必要がありますので、事務局までご相談ください。

## 9. 申請期間

令和8年5月1日（金）～令和8年6月30日（火）【必着】

## 10. 申請方法

### 【Eメール】

メール shoko@city.shunan.lg.jp

宛先 周南市商工振興課商工労働担当

### 【郵送】

〒745-8655 周南市岐山通 1-1 周南市商工振興課商工労働担当

- ・紛失等を防ぐため、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・封筒には差出人の住所・氏名を必ず記載してください。

## 11. 交付申請時提出書類

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書（様式第1号）	
2	経営課題解決事業計画書（様式第2号）	
3	事業計画書の内容を補足する資料	図面やカタログの写しなど
4	申請者の財務状況を示す資料	必須書類：直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
5	見積書の写し	①補助対象経費の1件当たりの支払い金額が3万円(消費税等を除く。以下同じ。)未満の場合は不要 ②1件当たりの支払い金額が3万円以上10万円未満の場合は、1者以上から徴取した見積書の写し ③1件当たりの支払い金額が10万円以上の場合は、2者以上から徴取した見積書の写し ④中古品を購入した場合は、2者以上の中古販売事業者から徴取した同等品の見積書の写し ※2者以上から見積書を徴取することが困難な場合は、その理由を具体的かつ明確に記載した理由書及び1者から徴取した見積書の写しを提出することで、これに代えることができる。
6	事業実態（資本金・従業員数・業種等）が確認できるもの ※確定申告書は、受付印または電子申告の受付番号の記載があること	法人の場合（下記のいずれかを提出） ・直近の確定申告書類の写し（法人税申告書別表一および法人事業概況説明書） ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 個人の場合（直近の確定申告書類の写しを提出） （白色申告の場合） ・所得税確定申告書の第一表、収支内訳書（1面） （青色申告の場合） ・所得税確定申告書の第一表、青色申告決算書（1面・2面）

※この他にも適宜書類の提出を求める場合があります。

## 12. 支払方法について

支払方法は、下記のいずれかの方法とします。

※支払方法により、実績報告時の添付書類が異なりますのでよく確認してください。

支払方法	添付書類	備考
現金	領収書の写し	・日付、宛名及び摘要欄に記入があること（宛名が申請者名または屋号でないものは対象外）
口座振込（銀行振込）	振込依頼書の写し （金融機関領収印のあるもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込依頼人（振込元）は、法人は法人名、個人事業主は代表者名が記載されていること</li> <li>・利用した金融機関名、振込額、振込先及び振込日が確認できること</li> <li>・通帳の写し（表紙及び口座の該当箇所の提出でも可）</li> </ul>
口座振込（ATM）	ご利用明細書の写し	
インターネットバンキング	取引・振込明細書 （または振込が確認できるもの）	

## 13. 実績報告について

代金の支払いを行い、事業が完了してから30日以内、もしくは令和9年2月28日（日）のどちらか早い日までに実績報告書を市に提出して下さい。内容を審査し、補助金額の確定を行います。

- ・「8. 申請方法」と同様に提出してください。
- ・実績報告書提出後、市が現地調査を行う場合があります。

	提出書類	備考
1	実績報告書（様式第7号）	
2	領収書等、補助対象経費に係る支出を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払方法によって添付書類が異なります。※4ページ参照</li> <li>・金額に変更があった場合は、変更後の内訳がわかる書類も必要です。（明細書、請求書等）</li> </ul>
3	購入した物品の写真 ※物品購入の場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラーで印刷してください。</li> </ul>

## 14. 補助金の請求について

市から補助金額確定通知書を受け取った後に、請求書（様式第9号）等を令和9年3月31日（令和8年度内）までに提出してください。

- ・「8. 申請方法」と同様に提出してください。
- ・請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。（請求書受領後1か月程度かかります。）
- ・申請者名義以外の口座への支払いはできません。

	提出書類	備考
1	請求書（様式第9号）	
2	振込口座の名義と口座番号が分かる通帳の見開き部分のコピー等	

## 15. その他

様式等は 市ホームページからダウンロードできます。

・ URL : <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/32/145375.html>

### 【問い合わせ先】

周南市 産業振興部 商工振興課 商工労働担当

・住所：〒745-8655 周南市岐山通1-1

・電話：0834-22-8373

・ファックス：0834-22-8357

・メール：shoko@city.shunan.lg.jp

参考：補助金申請から交付までの流れ

